

霧島山火山防災協議会の書面開催結果について(報告)

1. 火山防災協議会書面開催日

令和8年3月6日から3月18日まで

2. 協議事項(既送付資料)

- (1) 霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準について
- (2) 構成委員の変更について

3. 報告事項(既送付資料)

- (1) 霧島山(新燃岳)噴火警戒レベル判定基準改定について(鹿児島地方気象台)
- (2) 前回協議会(8/28)以降の新燃岳に関する調査結果(九州地方整備局)
- (3) 新燃岳の噴火に伴う緊急除石等の進捗状況について(鹿児島県砂防課)
- (4) 火山ガス測定について(宮崎県)
 - ①硫黄山周辺の火山ガス測定について(危機管理課)
 - ②えびの高原における火山ガスの測定について(自然環境課)
- (5) えびの高原池めぐり自然探勝路火山ガス観測結果等について(宮崎県自然環境課)

4. 書面開催結果

(1) 回答結果

構成委員(会長除く): 33

有効回答数: 30

(過半数: 17)

→**会議は有効**

<霧島山火山防災協議会規約 第4条 第3項>
会議は、構成員及び代理構成員(以下「構成員等」という。)の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することが出来ない。

①霧島山の警戒区域への立入に関する統一的な基準について

意見無し: 28

意見有り: 2

(過半数: 16)

→**可決 ※誤字・誤植については修正のうえ施行**

②構成委員の変更について

意見無し: 30

意見有り: 0

(過半数: 16)

→**可決**

<霧島山火山防災協議会規約 第4条 第5項>
会議の議事は、出席した構成員等の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(2) いただいた御意見について

別添「令和7年度 霧島山火山防災協議会（書面） 意見一覧」の「意見の内容」のとおり。

対応については、同「事務局の回答」のとおり。

5. 今後の予定

(1) 協議会事務局の移管

令和8年度から2年間の会長に鹿児島県知事が就任されることから、令和8年4月1日に事務局を鹿児島県に移管します。

(2) 第7号構成員の任命

第7号構成員（学識経験者）の任期が令和8年3月31日で満了することから、4月以降、任命手続きを行う予定です。（兼業依頼については、送付済み。）

(3) 第8号構成員の任命

第8号構成員についても任期が令和8年3月31日で満了することから、4月以降、任命手続きを行う予定です。

6. マスコミ対応

今回の協議会結果等に関するマスコミへの対応は、上記内容と資料の範囲でホームページ等により情報提供することとし、基本的に事務局で対応します。